

「つながる、二地域暮らし」利用規約

2025年7月14日

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、「二地域居住応援ネットワーク」（以下、「当ネットワーク」といいます。）が提供する「つながる、二地域暮らし」（以下、「本プログラム」といいます。）の利用条件を定めるものです。参加者の皆さま（以下、「参加者」といいます。）には、本規約に従って、本プログラムをご利用いただきます。

〔第1条〕（適用）

1. 本規約は、参加者の本プログラムの利用に関わる一切の関係に適用されるものとします。なお、市町が提供するつながり体験メニューについては適用外となります。
2. ランディングページを含め、本規約の内容と矛盾する本プログラムの内容の記載がある場合は、本規約の規定が優先されるものとします。

〔第2条〕（参加申し込み）

1. 本プログラムの参加者は、参加希望者が本規約に同意の上、当ネットワークの定める方法によって利用登録を申請し、当ネットワークがこれを承認することによって、参加者登録が完了するものとします。
2. 本プログラムの参加者は本規約に同意して申し込みを行うものとし、申し込みと同時に以下に同意したものとします。
 - ・ 当ネットワーク共に滞在希望地域（以下、滞在先地域）の地域発展に協力すること
 - ・ 二地域居住の課題解決に向けたアンケートへの回答をすること
 - ・ 滞在期間中に自治体担当者との面談を実施すること
 - ・ 滞在先地域の要請によりインタビュー、期間中撮影した写真の提出、コラム作成に協力すること
 - ・ 提供されたマイレージや特典航空券の利用実績について当ネットワークが確認すること
3. 当ネットワークは、参加者登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、参加者登録の申請を承認しないことがあります。その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - ・ 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
 - ・ 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
 - ・ その他、当ネットワークが参加者登録を相当でないと判断した場合

〔第3条〕（プログラム内容）

当ネットワークが参加者に提供する本プログラムの内容は、以下のとおりです。

(1) 「移動費支援サービス」

本拠地至近の空港 「東京（羽田・成田）／大阪（伊丹・関西）」から滞在地域至近の空港※間の復路に適当される 4 片道分に相当する JAL 基本マイル数をご提供させていただきます。

※滞在可能地域と提供マイル数の詳細については以下ホームページをご参照ください。

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/dom/special/2chiiki/>

- ・ 対象期間（2025 年 9 月～12 月）のうち、1 か月で 4 往復するなど、移動のタイミングは自由となります。
- ・ ご本人以外の参加者・参加者以外への権利譲渡はできません。
- ・ 国内線旅客施設使用料は別途ご負担いただきます。

〔第 4 条〕（対象期間）

本プログラムの利用対象期間は 2025 年 9 月～2025 年 12 月の 4 か月間となります。

〔第 5 条〕（参加条件）

本プログラムの利用にあたっては以下の条件を満たす必要があります。

- ・ 滞在希望地域にご宿泊いただくこと
- ・ 第 4 条に定める利用期間中に、東京(羽田)/大阪(伊丹)発の JAL グループ便で、滞在希望地域へ原則 4 往復以上の航空移動をご利用いただくこと
- ・ 本プログラムへのお申し込み時に JAL マイレージバンクの会員であること

〔第 6 条〕（マイルの提供方法）

1. 本プログラムでは以下の手順に沿って、参加者の往路の JAL グループ運航便への搭乗を前提として復路分のマイルを提供します。
2. なお、本プログラムは原則として途中で参加を取りやめることができないものとします。やむを得ない事情により参加の中止・キャンセルが必要な場合は事務局と別途協議が必要となります。

〔第 7 条〕（マイル利用の注意事項）

本プログラムにて付与されるマイルの利用においては、以下の事項を遵守する必要があります。

- ・ 付与したマイルは、本プログラムの滞在地域から本拠地へ戻る際の特典航空券に引き換えてご利用いただけます。引き換えは参加者が各自で WEB 操作いただく必要があります。（搭乗日の 1 年前より予約・発券が可能です）

- 期日や便によっては追加マイルが必要になる可能性もあります。追加マイルが必要な場合は、ご自身がすでにお持ちになっているマイルと合わせて利用いただくことは可能です。
- マイルの追加購入はできません。
- ご家族やご友人のマイルとご自分のマイルを合算して特典に交換することはできません。
- 小児・幼児が特典をご利用の場合も、大人と同じマイル数が必要です。
- 掲載のマイル数の他に、「国内線旅客施設使用料（Passenger Facility Charge）」のお支払いが必要です。
- その他マイルを特典に変更するにあたっては以下を参照願います。

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/jalmile/use/ticket.html>

〔第 8 条〕(禁止事項)

参加者は、本プログラムの利用に当たり、以下の行為をしてはなりません。

- 法令または公序良俗に違反する行為
- 参加者サービスの内容など、本プログラムに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
- 当ネットワーク、他の参加者、またはその他第三者の権利または利益を侵害する行為
- 本プログラムによって得られた情報を商業的に利用する行為
- 当ネットワークのサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- 長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、当ネットワークの業務に著しい支障を来たす行為
- 不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
- 他の参加者に関する個人情報などを収集または蓄積する行為
- 不正な目的を持って本プログラムを利用する行為
- 本プログラムの他の参加者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- 他の参加者に成りますます行為
- 当ネットワークが許諾しない本プログラム上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- 当ネットワークのサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- その他、当ネットワークが不適切と判断する行為

〔第 9 条〕(本プログラムの提供の停止など)

- 当ネットワークは、以下のいずれかの事由があると判断した場合、参加者に事前に通知することなく本プログラムの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

- ・ 本プログラムにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
 - ・ 地震、落雷、火災、停電、ストライキまたは天災などの不可抗力により、本プログラムの提供が困難となった場合
 - ・ コンピュータまたは通信回線などが事故により停止した場合
 - ・ その他、当ネットワークが本プログラムの提供が困難と判断した場合
2. 当ネットワークは、本プログラムの提供の停止または中断により、参加者または第三者が被つたいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

〔第 10 条〕（利用制限および登録抹消）

1. 当ネットワークは、参加者が以下のいずれかに該当する場合には、本プログラムの全部もしくは一部の利用を制限し、または参加者としての登録を抹消と提供済マイル相当分等の実費分の請求ができるものとします。
 - ・ 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - ・ 弊社が付与したマイレージについて、弊社が認めない使用が確認された場合
 - ・ 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - ・ 当ネットワークからの連絡に対し、一定期間返答がない場合
 - ・ その他、当ネットワークが本プログラムの利用を適当でないと判断した場合
2. 当ネットワークは、前項に基づき当ネットワークが行った行為により参加者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

〔第 11 条〕（保証の否認および免責事項）

1. 当ネットワークは、本プログラムに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。
2. 当ネットワークは、本プログラムに起因または関連して参加者が被った損害について、当ネットワークの故意または重過失による場合を除き責任を負いません。
3. 前項ただし書に定める場合であっても、当ネットワークは、当ネットワークの過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為により参加者に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当ネットワークまたは参加者が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）について一切の責任を負いません。
4. 当ネットワークは、本プログラムに関して、参加者と他の参加者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

〔第 12 条〕（プログラム内容の変更等）

当ネットワークは、参加者への事前の告知をもって、本プログラムの内容を変更、追加または廃止することができ、参加者はこれを承諾するものとします。

〔第 13 条〕(利用規約の変更)

当ネットワークは、以下のいずれかの場合には、参加者の個別の同意を要せず、本規約を変更することができるものとします。

- ・ 本規約の変更が参加者の一般の利益に適合するとき。
- ・ 本規約の変更が本プログラムの利用目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

〔第 14 条〕(個人情報の取り扱い)

1. 個人情報については、以下に記載に基づいて使用します。

- ・ 個人情報は、本プログラムの提供に伴う必要最小限度の情報提供のほか、二地域居住の普及に向けた官公庁との連携や研究機関との連携を目的として活用されます。
 - ・ 個人情報は、法令に基づく場合や、国の機関や地方公共団体、その委託者などによる法令事務の遂行にあたって協力する必要がある場合に第三者提供されることがあります。
 - ・ 参加者には、個人情報について開示・訂正・削除・利用停止を請求する権利があります。
2. 当ネットワークは、本プログラムの利用によって取得する個人情報については、JAL グループプライバシーポリシーに則り適切に処理いたします。

JAL グループ航空会社 個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）

<https://www.jal.co.jp/footer/security.html#anchorlink002>

〔第 15 条〕(権利義務の譲渡の禁止)

参加者は、当ネットワークの書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

〔第 16 条〕(準拠法・裁判管轄)

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本プログラムに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

〔第 17 条〕(その他)

他の募集に関する要項は、以下ホームページをご参照ください。

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/dom/special/2chiiki/>

つながり体験メニューや地域に関するお問い合わせは下記からお問い合わせください。

■北海道上士幌町

- ・上士幌町役場デジタル推進課 ICT 推進担当：山崎
- ・ict@town.kamishihoro.hokkaido.jp

■和歌山県田辺市

- ・田辺市 たなべ営業室 移住定住推進係担当：平中
- ・tanabe.eigyou@city.tanabe.lg.jp

■和歌山県白浜町

- ・白浜町 総務課企画政策係担当：鳴尾
- ・kikaku@town.shirahama.lg.jp

■和歌山県すさみ町

- ・すさみ町 地域未来課担当：水上
- ・mizukami_c01@town.susami.lg.jp

■香川県三豊市

- ・三豊市政策部地域戦略課 移住・定住担当：坪井
- ・chiiki@city.mitoyo.lg.jp

■長崎県壱岐市

- ・壱岐市 地域振興部 地域共創課 人口対策班担当：篠崎
- ・iki-kikaku@city.iki.lg.jp

■本プログラムへのお問い合わせ

「二地域居住応援ネットワーク」事務局 日本航空株式会社 二地域居住推進デスク

メール : 2chiiki-kyoju-desk@jal.com

お問い合わせフォーム : <https://forms.gle/DmA9BBQnUGRWKuMt8>

以上